

岡山大学研究推進機構規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第98号

改正 平成18年 3月 9日規程第20号
平成19年 3月30日規程第24号
平成20年 3月31日規程第 3号
平成20年11月25日規程第90号
平成23年 3月31日規程第29号
平成23年 9月27日規程第87号
平成26年 9月30日規程第70号
平成27年 1月 1日規程第 7号
平成28年 3月31日規程第33号
平成29年 3月31日規程第11号
平成30年 3月30日規程第30号
平成31年 2月22日規程第 5号
平成31年 3月29日規程第80号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号。以下「管理学則」という。）第27条第5項の規定に基づき、岡山大学研究推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部等)

第2条 機構に、企画室及び次の各号に掲げる本部を置く。

- 一 研究推進本部
- 二 産学連携・技術移転本部
- 三 拠点形成本部
- 四 医療系本部
- 五 研究リスクマネジメント本部

2 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 研究推進に係る方策の企画，立案，調整に関すること。
- 二 産学官の連携，技術移転に係る方策の企画，立案，調整に関すること。
- 三 研究力強化に関する総合調整に関すること。
- 四 機構の業務の総括に関すること。

3 研究推進本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 若手研究者の育成・支援に関すること。
- 二 科学研究費補助金等の外部資金の獲得支援に関すること（他の本部の所掌に関することを除く。）。
- 三 研究活動の質的改善や研究水準の向上に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、研究推進に係る方策の企画，立案，調整，実施に関する

ることのうち、大学における共通基盤的な研究推進に関すること。

4 産学連携・技術移転本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 産学官の連携に係る方策の企画，立案，調整，実施に関すること。

二 知的財産戦略に関する企画，立案，調整及び知的財産の管理，活用，保護に関すること。

5 拠点形成本部は、学術研究拠点，社会実装拠点の形成に関する方策の企画，立案，調整，実施に関する業務を行う。

6 医療系本部は、新医療の推進に関する業務を行う。

7 研究リスクマネジメント本部は、研究不正，利益相反，安全保障輸出管理，生物多様性条約等の研究及び産学連携活動に関わるリスクマネジメントに関する業務（他の部局等の所掌に関わるものを除く。）を行う。

（センター）

第3条 産学連携・技術移転本部に、次の各号に掲げるセンターを置く。

一 産学官融合センター

二 新技術研究センター

2 産学官融合センターは、岡山大学（以下「本学」という。）と主として岡山県内の外部機関等との産学官連携の促進に関する業務を行う。

3 新技術研究センターは、大学発ベンチャー起業支援に関する業務その他本学におけるベンチャー起業指向の研究の活性化に関する業務を行う。

（職員）

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

一 機構長

二 副機構長

三 専任教員

四 リサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。），産学官連携コーディネーター，知的財産プロデューサーその他研究推進産学官連携の活動に従事する専門職員

五 その他必要な職員

2 前項各号に掲げる職員のほか，機構に，国立大学法人岡山大学客員教授及び客員准教授に関する規程（平成16年岡大規程第55号）により客員教授又は客員准教授の名称を付与された者を勤務させることができる。

3 職員は，機構長及び副機構長の命を受け，機構の業務に従事する。

4 前項の規定にかかわらず，URAは，学長の命を受け，研究推進に係る特命事項に従事することができる。

（機構長）

第5条 機構長は，研究担当理事が兼ねる副学長をもって充てる。

2 機構長は，機構に関する業務を掌理する。

（副機構長）

第6条 副機構長は，本学の職員の中から2人以内を，機構長の推薦に基づき，学長が任命する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、副機構長は国立大学法人岡山大学の役員のうちから選出することができる。
- 3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副機構長は、機構長の業務を補佐する。
- 5 副機構長のうち機構長があらかじめ指名する副機構長は、機構長に事故あるときは、その職務を代理する。

(企画室長)

第7条 企画室に企画室長を置く。

- 2 企画室長は、企画室における業務を掌理する。
- 3 企画室長は、本学の職員の中から機構長が指名する者をもって充てる。
- 4 企画室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長及びセンター長)

第8条 各本部にそれぞれ本部長を、産学連携・技術移転本部の各センターにそれぞれセンター長を置く。

- 2 各本部長は、機構長の命を受け、当該本部における業務を掌理する。
- 3 各センター長は、産学連携・技術移転本部長の命を受け、当該センターにおける業務を掌理する。
- 4 本部長及びセンター長は、本学の職員の中から機構長が指名する者をもって充てる。
- 5 本部長及びセンター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(企画室次長)

第9条 企画室に企画室次長を置き、各本部長及び研究協力部長並びに機構長が特に必要と認めた者をもって充てる。

- 2 企画室次長は、企画室長を助け、室の業務を処理する。

(UR A等)

第10条 第4条第1項第4号に掲げる職員の業務については、別に定める。

(運営会議)

第11条 機構に、管理学則第50条第2項に規定する運営委員会として、岡山大学研究推進機構運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

- 2 運営会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(参与)

第12条 機構に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、機構長の求めに応じ、本学の研究推進に対して助言又は提案を行う。
- 3 参与に関し、必要な事項は、別に定める。

(産学官連携協力員)

第13条 機構に、産学官連携協力員を置くことができる。

- 2 産学官連携協力員は、本学のシーズと企業等のニーズのマッチング等産学官連携の推進に係る活動を行う。

3 産学官連携協力員に関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 岡山大学産学官融合センター規程（平成18年岡大規程第25号）、岡山大学新技術研究センター規程（平成18年岡大規程第26号）及び岡山大学社会連携センター規程（平成18年岡大規程第27号）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成20年11月25日から施行する。

2 この規程の施行後最初に指名されるセンター長の任期は、第9条第4項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の岡山大学研究推進機構規程第6条第3項の規定にかかわらず、この規程の改正後最初に任命される副機構長の任期は、任命の日から平成33年3月31日までとする。

- 3 研究推進機構は、当分の間、岡山大学教育研究プログラム戦略本部の設置に関する規程（平成20年岡大規程第79号）第7条に定める戦略的プログラム支援ユニットの業務を代行する。
- 4 研究推進機構は、当分の間、岡山大学グローバル最先端異分野融合研究機構の設置に関する規程（平成26年岡大規程第5号）第3条に定める業務を代行する。